

◆ 山形の家づくり利子補給制度

新築

住宅ローンの利子の一部を県が負担することで、通常より低い金利で借入ができます。

※寒河江市住宅建築推進事業補助金と併用できます。 ※「やまがたの木」普及・利用促進事業補助金と併用できません

① 対象住宅ローン

住宅建設工事費(土地購入費等を除く。)を対象とする、融資額**2,500万円**以内(三世帯は**3,000万円**以内)
返済期間が35年以内の、固定金利が10年の住宅ローンまたはフラット35(S)
※変動金利のローン、1年固定金利のローン、返済金利50年のローン、返済据置期間が設定されたローン等は利子補給の対象とはなりません。

② 利子補給の方法

一定の期間、金融機関の設定した年利率から利子補給利率が差し引かれます。

住宅ローンの種類	利子補給期間	利子補給率
10年固定金利のローン	10年	0.5%
フラット35(s)	10年	0.5%

③ 募集期間…平成29年4月4日 ~ 平成30年2月28日

④ 募集戸数…350戸(うち三世帯同居型50戸、中古住宅購入30戸)

⑤ ローン契約締結期限…平成30年2月28日

※住宅ローン契約を締結する前に、交付決定を受ける必要があります。

◆利子補給の対象となる住宅 対象住宅のいずれか1つを満たし、それぞれの基準を全部満たす必要があります

対象住宅	基準	県産木材の使用	耐久性基準	省エネ基準	省エネ機器の設置	耐雪基準	面積基準	世帯要件
県産木材型		○(70%)	○	○	—	—	—	—
省エネ機器設置型		○(50%)	○	○	○	—	—	—
耐雪型		○(50%)	○	○	—	○	—	—
移住型 近居型		○(50%)	○	○	—	—	—	○
三世帯同居型		○(50%)	○	○	—	—	○	○

【対象住宅及び、対象世帯要件】

※省エネ機器設置型、耐雪型、移住型、三世帯同居型は0.5

- ①県産木材 … 『「やまがたの木」認証制度』等により産地証明された木材など県産木材の必要量(m) $=$ 住宅の延べ面積(m²) \times 0.1 \times 0.7
- ②耐久性基準 … 住宅の品質確保の促進法に関する法律に基づく「日本住宅性能表示基準」における「劣化対策等級」の「等級3」の基準
- ③省エネ基準 … 住宅の品質確保の促進法に関する法律に基づく「日本住宅性能表示基準」における「省エネルギー対策等級」の「等級4」基準
- ④省エネ機器の設置 … 高効率給湯器(エコキュート、エコウィル、エコジョーズ、エコフィール、エネファーム、ペレットストーブ、薪ストーブ、太陽光発電など)
- ⑤耐雪基準 … 特別豪雪地帯において積雪量2m(豪雪地帯の場合は1.5m)の荷重に対して安全であること
- ⑥面積基準 … 延べ床面積 165 m²以上の住宅
- ⑦世帯要件 … 移設型の場合 - 次のいずれかに該当すること
 - ①平成28年4月1日以降に県外から県内に移住した世帯
 - ②補助申請日において山形県外に住民票があり、住宅完成後に当該住宅に居住する世帯
 近居型の場合 - 平成28年4月1日以降に親世帯と子世帯(平成11年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯に限る)の居所の直線距離が2km以内、又は同一小学校の通学区域内にある世帯
三世帯同居型の場合 - 次のいずれかに該当する世帯
 - ①平成11年4月2日以降に生まれた子がいる三世帯世帯
 - ②補助申請日において子夫婦の妻が妊娠しており、出産後に三世帯同居する予定の世帯

◆ 中古住宅取得でも利子補給がご利用できます。 ※寒河江市住宅建築推進事業補助金と併用できます。

中古

① 対象住宅の要件

- 自ら居住するために中古住宅を購入し、売買に伴いリフォーム工事を実施すること
※リフォーム時期はH29年4月1日以降であれば売買の前後に関係なく対象 ※住宅リフォーム補助との併用はできません。
- 売主が宅地建物取引業者の場合は県内業者を対象 ○ **中古住宅購入 + 住宅リフォーム費用が利子補給対象**
- 新耐震基準に適合すること ○ インспекションの実施 ○ リフォーム要件工事10点以上 ○ 既存住宅売買瑕疵保険の付保

② 対象住宅ローン

中古住宅の購入費 + リフォーム工事費を対象とする、融資額2,000万円以内返済期間が35年以内の、固定金利が10年の住宅ローン

③ 利子補給の方法

一定の期間、金融機関の設定した年利率から利子補給利率が差し引かれます。

住宅ローンの種類	利子補給期間	利子補給率
10年固定金利のローン	10年	0.5%

※募集期間は新築の場合と同じ

◆ 「やまがたの木」普及・利用促進事業補助金

新築

山形県内に自ら居住するため、県産木材を使用して住宅を新築する方に対して、補助金ができます。

1. 申請要件

※山形の家づくり利子補給制度との併用はできません

県産木材※を構造材の材積比で80%以上使用して住宅を建てる場合が対象です。

※やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度により産地証明された木材及び県産木材を使用した合板・集成材をいう。

平成30年3月末までに実績報告書を提出できること

2. 補助金額

県産木材使用率が80%以上100%未満の場合・・・定額**15万円** 100%の場合・・・定額**20万円**

3. 期間

受付は平成29年4月上旬から**先着順**となります

◆ 再生可能エネルギー設備導入事業費補助金

再生可能エネルギー
— 設備の新設

再生可能エネルギー設備を新設、増設(中古除く)する方に対して補助金ができます。

補助対象設備および補助金額

補助対象設備の種類及び補助金額又は補助率

設備の種類	設備要件	設備用途	補助金額又は補助率 (上限)	
太陽光発電設備 (新築設置・既存住宅設置)	発電出力 10kW未満	住宅用 事業所用	2.5万円/kW (20万円)	
木質バイオマス燃焼機器	ストーブ	住宅用	1/2 (10万円)	
	ボイラー	事業所用 農業用施設用	1/10 (50万円)	
太陽熱利用装置	集熱面積 2㎡以上	住宅用	1/10 (5万円)	
地中熱利用空調装置	COP3.0 以上	住宅用	1/10 (20万円)	
地中熱利用融雪装置	COP3.0 以上又は同等の水準	住宅用	1/10 (20万円)	ヒートポンプを利用しない無散水方 (地下水)式も対象
蓄電池施設	太陽光発電設備と併せて設置	住宅用事業所用	1/10 (20万円)	

◆ 申込

・平成29年4月1日(水) から 平成30年2月28日(月)